

有効期間満了日 令和12年3月31日
熊人安第80号
令和6年3月28日

ストーカー加害者に関する地域精神科医療機関等との連携による加害者対策の効果的な推進について（通達）

【概要】

本通達は、ストーカー加害者の立ち直りを支援して事態の沈静化を図り、もって被害者の安全・安心を確保するための警察と地域精神科医療機関等との連携による加害者対策の実施要領等を示したものである。